



みず・まち・自然 エンジョイ!米子

広
報

よなご

4

2023
April
No.217

DISASTER PREPAREDNESS



特集

わたしの避難計画

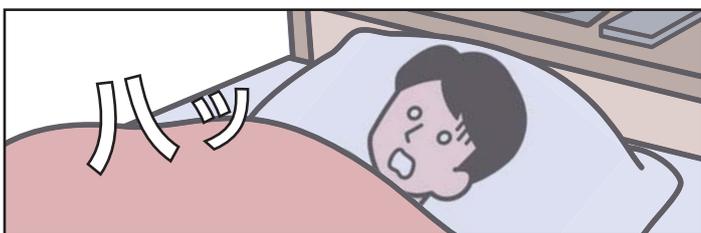
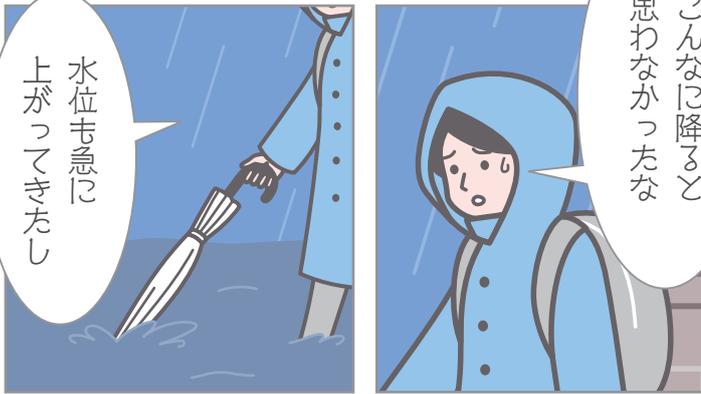
～逃げ遅れゼロをめざして～

わたしの避難計画

逃げ遅れゼロをめざして

大 雨などの災害時は、どのような行動をしたらよいか冷静に判断することが難しくなります。

普 段から、風水害からの避難に必要な知識を得ながら、家族で話し合い、避難計画を立てましょう。行動のチェックリストや判断のサポートツールとして、このたび米子市が作成した「よなごわたしの避難ノート」を活用し、「逃げ遅れゼロ」をめざしましょう！









よなごわたしの避難ノート




災害から自分や大切な人の命を守るためには、自宅や職場などの災害の危険性を普段から理解し、災害が発生する前に安全な場所に速やかに避難する必要があります。

「よなごわたしの避難ノート」は、緊急時に速やかに避難するために、自分の避難計画を考えるための冊子です。3月下旬から次の場所で配布します。ぜひご活用ください！

■配布場所

市役所本庁舎 1階総合案内、防災安全課、淀江支所、ふれあいの里、市内公民館ほか
※各種防災研修会などでも配布します。

圏防災安全課 (☎ 23-5337)



民生委員・児童委員は 地域の身近な相談相手 です

少子化や核家族化によって地域のつながりが薄れる中、高齢者や障がいのある方、子育てや介護をしている方などが、周囲に相談できず孤立してしまうケースが増えています。そこで、地域の身近な相談相手として、必要な支援を行うのが民生委員・児童委員です。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、さまざまな活動をしています。

民生委員・児童委員とは

民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアで、特別職の地方公務員として位置づけられています。支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐ橋渡し役を務めます。

こんなときには相談を

- ▶ 高齢者や障がいのある方への支援が必要なとき
 - ▶ 子育てや介護での心配ごとや不安などといった困ったことがあるとき
- 民生委員・児童委員、主任児童委員には守秘義務があり、相談した方の秘密は守られます。

あなたのお住まいの近くには、
必ず民生委員・児童委員がいます。
心配ごとがあるときは、お気軽にご相談ください。

お住いの地区の民生委員がわからないときは、長寿社会課へお問い合わせください。
長寿社会課 (☎ 23-5155)

米子市ホームページ「民生委員・児童委員」▶



▲訪問活動

▼子育て支援活動





市役所の組織を 改編しました

行政の重要課題への対応強化や、事務処理体制の効率化を図るため、令和5年4月1日付けで組織機構を改編しました。
圃調査課 (☎ 23-5306)



01 文化観光局に 「ねんりんピック推進課」を設置

令和6年度に開催される予定の「第36回全国健康福祉祭(ねんりんピックはばたけ鳥取2024)」に向け、「ねんりんピック推進課」を設置しました。

▶ねんりんピック推進課 (☎ 30-2525)
(市役所第2庁舎2階)

02 生活困窮者住居確保給付金の相談・ 手続きは「福祉政策課」へ

生活困窮者住居確保給付金の相談、手続きの窓口が福祉課(市役所本庁舎1階)から福祉政策課(ふれあいの里2階)に変わりました。

▶福祉政策課 福祉政策担当 (☎ 23-5537)
(ふれあいの里2階)

03 国民年金と特別医療、未熟児養育 医療の手続きは「保険年金課」で

◆国民年金と特別医療の手続き

国民年金と特別医療に関する業務を取り扱う市民二課「年金医療担当」を保険年金課(保険課から名称変更)に移管しました。(年金や特別医療に関する相談や手続きの窓口の場所は変わりません。)

◆未熟児養育医療の手続き

未熟児養育医療に関する手続きの窓口は、こども相談課(ふれあいの里1階)から保険年金課に変わりました。

▶保険年金課 年金医療担当 (☎ 23-5123)
(市役所本庁舎1階)

04 福祉保健部に 「フレイル対策推進課」を設置

健康寿命の延伸をめざすフレイル対策の一層の推進を図るため、「フレイル対策推進課」を新たに設置しました。

▶フレイル対策推進課 (☎ 23-5458)
(ふれあいの里3階)

05 移住定住相談窓口は 「まちづくり企画課」へ

移住定住の相談窓口が、総合政策部総合政策課内から、まちづくり企画課内に変更されました。

▶まちづくり企画課 移住定住相談窓口 (☎ 23-5359)
(市役所本庁舎4階)

06 文化振興課に 「史跡整備推進室」を設置

米子城跡をはじめとする市内の史跡整備を着実に進めるため、文化振興課に「史跡整備推進室」を設置しました。

▶文化振興課 史跡整備推進室 (☎ 23-5438)
(市役所第2庁舎3階)

07 都市公園と緑地に関する許認可の 手続きは「都市整備課」へ

都市公園と緑地に関する許認可手続きの窓口が都市整備部建設企画課から都市整備課に変更されました。

▶都市整備課 公園街路担当 (☎ 23-5247)
(市役所本庁舎2階)